

# 令和8年度選手育成・強化事業補助対象経費

## 1、事業内容及び補助対象要件

全高知(10団体)	全高知以外(31団体)	<b>【補助対象要件】</b> ①国民スポーツ大会及び各種全国大会に向けての強化(指導者研修会、栄養・メンタル指導研修会等も含む)を図ることを目的とすること。 ②(1)～(6)の事業については、進捗管理シートの内容に基づいて実施すること。事業内容の詳細(日程・会場・講師名・対象者等)が決定した場合は、その都度、進捗管理シートを変更すること。  ※1事業当りの補助対象上限人数は、各種別で監督・コーチ3名以内(監督は1名以内)、トレーナー・栄養士ならびにドクターは各事業1名までを旅費の補助対象とする。選手は、競技団体が選考した者とする。 ※講師等招聘事業の講師(アドバイザー等)は、当該競技の豊富な専門知識と指導経験を有する者であること。 ※普及・育成(ジュニア等)事業及び女性強化事業については、競技団体の特性に応じて行うこと。 ※チーム招聘事業は、県外の優秀チームを招聘し、県内チーム(複数)が対戦することにより県内レベルの向上を図ること。
<b>【事業名】</b> (1)選手強化事業 (2)講師等招聘事業 (3)普及・育成(ジュニア等)事業 (4)チーム招聘事業 (5)女性強化事業 (6)医・科学(SSC等)活用事業		

## 2、補助対象経費

内 訳		支 出 基 準 ( 補 助 対 象 経 費 限 度 額 )	証拠書類の整備・注意事項
報 償 費	講師等招聘事業	全高知チーム 1回の報償費の上限は10万円以内。  全高知チーム以外	①住所及び氏名は自筆とすること。 ②報償費の領収書には、但し書きとして「報償費として」、「実施期間」を記入すること。 ※領収金額に源泉所得税10.21%を含む場合は、領収書の但し書きに「源泉所得税10.21%を含む」を記入する。  ※領収金額に源泉所得税10.21%を含まない場合は、納付済通知書(納付書)を添付すること。  ※国スポの監督、強化選手は対象外。
	医・科学(SSC等)活用	SSCサポート事業の活用を対象。	
	旅 費	◇(宿泊費) 12,500円以内(1泊2食)、11,000円以内(1泊朝食)、10,000円以内(素泊) ※全て税込金額 宿泊先で朝食・夕食の提供がない場合は、朝食1,000円、夕食1,500円以内での食事可。  ◇(交通費) ※県内の練習等については対象外。  ※公共交通機関、バス借上料、有料道路の通行料、駐車料、ガソリン代、パック旅行代可。  ☆海外での活動については、事前に県スポーツ協会と要協議する。	
需 用 費	消耗品費 競技用品 ※テーピング(アンダーラップ類)については対象外。  燃料費 救助艇の燃料費  飼育費 馬の飼育費用	購入先業者の発行する領収書又はレシートを添付すること。 ※品名・単価・数量等の詳細を明記すること。	
役 務 費	通信運搬費 選手育成・強化事業に関わる通信運搬費のみ。  手数料 選手育成・強化事業に関わる振込手数料に限る。  保険料 強化選手等の「スポーツ安全保険」への加入に限る。	各社が発行する領収書及び単価・明細等、内訳が分かる資料を提出すること。 ※艇など競技用品の運搬費用は対象とする。  ※システム利用料を含む。	
使用料及び賃借料		会場借上料(照明・空調料含む)、SSC利用料。 その他、レンタカーの使用等、特別な場合は事前に県スポーツ協会と協議する。	※研修会の会場借り上げ料は可。

### 【注 意 事 項】

- 各競技大会・研修会への参加料は対象外とする。
- 各経費の領収書等証拠書類は、各事業ごとに完備し、原本を提出すること。(感熱紙の領収書はコピーしたものも添付すること。)また、競技団体は、提出する書類(申請書、報告書及び証拠書類)の控えを必ず保存(事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間)しなければならない。
- 提出する領収書等証拠書類については、全て競技団体の宛名にすること。会社等に支払う場合は、支払先の住所・社名(店名)・代表者名があること。
- 領収書の原本に加筆することは不可とする。
- 強化費と派遣費は重複しないようにすること。
- 特別に必要と思われる場合は、各種別に1名を四国ブロック大会・国スポ期間中、強化費で帯同することができる。(事前にスポーツ協会と協議する。)
- 未成年者を自家用車(レンタカー)等に同乗させる場合は、必ず保護者の承諾を得ること。